

静岡県立沼津西高等学校校納金等減免基準

P T A会費等の会費の納入について免除する基準を、下記のとおり定める。

1 減免対象要件として、下記のいずれかに該当することとする。

- (1) 生活保護法に基づく保護を受けている。(相当額を受給していない者に限る。)
- (2) 児童扶養手当を受給している。(全額支給者に限る。)
- (3) 就学援助を受けている。
- (4) 生徒本人が里親に委託されている。
- (5) 生徒本人が児童養護施設に入所している。
- (6) 生計を一にする者(全員)の総収入額が、生計を一にする者の数に 130 万円を乗じた額(中学生以下の者は、65 万円を乗じた額とする。)以下である。
(事業所得は、必要経費を除いた額を総収入額とする。)
- (7) 災害等により罹災した。

2 手続

減免を受けようとする者は、校納金等減免申請書に下記に掲げる書類を添付し、申請する。

- (1) 生活保護決定通知書等(内訳が記載されたもの)
- (2) 児童扶養手当受給証明書
- (3) 就学援助受給証明書
- (4) 児童相談所発行の委託通知
- (5) 施設所長の入所証明書
- (6) 前年の給与支払証明書、確定申告の写又は給与明細書等
- (7) 罹災証明書

3 減免期間

減免の期間は、申請日の属する月から年度末月までとする。(年度申請)

4 減免する会費

- (1) P T Aに係る会計のうち、P T A事業費
- (2) 後援会費

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。